

## (2) 地方版HW

# 地方版ハローワークについて

## 経緯

- 平成27年11月 「地方分権改革有識者会議報告書」において、地方版ハローワークの設置権限を地方に移譲することとされる。
- 平成27年12月 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（閣議決定）において、地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるようにする等の見直しを行うこととされる。
- 平成28年5月 第6次地方分権一括法（職業安定法と雇用対策法の改正）が成立（同年8月20日施行）

## 改正職業安定法の内容

- 民間の職業紹介事業者とは異なる位置づけ・公的な主体として無料職業紹介を実施できる。
  - ① 無料職業紹介事業開始時の届出の廃止（通知のみ）
  - ② その他各種規制の見直し（国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査の廃止、事業停止命令の廃止等）
- 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供する（法定化）。
  - ・ 求人情報のオンライン提供（平成26年9月開始）
  - ・ 求職情報のオンライン提供（平成28年3月開始）

## 地方版ハローワークの設置状況（平成28年8月末現在）

設置事業所数 552所（都道府県205所、区7所、市262所、町67所、村10所、組合1所）

（注）第6次地方分権一括法施行前に届出により無料職業紹介事業を行っていた事業所も地方版ハローワークに移行

# 職業安定法の改正について

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和し、地方公共団体が地域事情に応じた創意工夫により無料職業紹介を実施できる体制を整備した(平成28年8月20日施行)。

## 改正前

### 【職業安定法】

○ 地方公共団体が無料職業紹介を行う場合、職業紹介事業者として以下の規制が課される。

- ① 事業開始・廃止の届出
- ② その他各種規制
  - a) 国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査
  - b) 事業停止命令
  - c) 改善命令
  - d) 職業紹介責任者の選任
  - e) 帳簿の備え付け
  - f) 事業報告書の提出
  - g) 名義貸しの禁止
  - h) 性別等による差別的取扱いの禁止
  - i) 労働条件等の明示
  - j) 個人情報の適正管理
  - k) 適格紹介
  - l) 労働争議への不介入
  - m) 取扱職種の種類等の明示
  - n) 守秘義務

### 【閣議決定】

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日)  
「平成26年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成27年1月30日)

- ハローワークの求人情報のオンライン提供(平成26年9月より実施)
- ハローワークの求職情報のオンライン提供(平成28年3月より実施)

緩和

## 改正後

### 【職業安定法】

○ 民間の職業紹介事業者とは異なる位置づけ・公的な主体として無料職業紹介を実施できる。

- ① **届出の廃止(通知のみ)**
- ② その他各種規制の**見直し**
  - a) **廃止(※)**
  - b) **廃止(※)**
  - c) **廃止(※)**
  - d) **廃止**
  - e) **廃止**
  - f) **廃止**
  - g) 名義貸しの禁止
  - h) 性別等による差別的取扱いの禁止
  - i) 労働条件等の明示
  - j) 個人情報の適正管理
  - k) 適格紹介
  - l) 労働争議への不介入
  - m) 取扱職種の種類等の明示
  - n) 守秘義務

※ 地方公共団体の行う無料職業紹介に法令上の問題が生じた際には、地方自治法に基づく是正の要求等の国の関与で対応。

- 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供する。

法定化

## (3) 働く人の潜在能力の向上

# 教育訓練給付

## ① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金【平成10年12月1日創設】

- 支給要件：**被保険者期間3年以上**（初回の場合は1年以上）で、3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の**20%相当額**（上限10万円）
- 雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる講座を指定（10,165講座：平成28年10月1日時点）

	受給者数（人）	支給金額（千円）
平成27年度	120,117	4,439,910
平成28年度4～8月	38,566	1,627,184

## ② 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金【平成26年10月1日施行】

- 支給要件：**被保険者期間10年以上**（初回の場合は2年以上）で、10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の**40%相当額**（上限年間32万円）を、6か月ごとに支給。  
加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された（又は雇用されている）場合には、**20%相当額**（上限年間16万円）を追加支給
- 対象訓練：専門的・実践的であると認められる以下の訓練について指定（指定講座数2,243講座：平成28年10月1日時点）
  - ・ 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程
  - ・ 専門学校等の職業実践専門課程
  - ・ 専門職大学院
  - ・ 職業実践力育成プログラム
  - ・ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程

	受給者数（人）	支給金額（千円）
平成27年度	6,640(5,867)	1,157,988
平成28年度4～8月	4,709(154)	357,029

（注1）専門実践教育訓練給付は平成27年4月以降支給開始している。（注2）専門実践教育訓練給付の（ ）内の数字は初回受給者数である。

# 職業能力の開発・向上のための取組

## 公共職業訓練

(1) 対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**

(2) 訓練期間: 概ね3月～1年

(3) 給付金: 雇用保険法に基づく各種手当

(基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当)を支給

※訓練を受講する場合、基本手当給付日数の延長措置あり

(4) 実施機関

### ○国(ポリテクセンター)

主にものづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住宅リフォーム技術科等)

【運営費】交付金

### ○都道府県(職業能力開発校)

地域の実情に応じた多様な訓練を実施(木工科、自動車整備科等)

【運営費】交付金+都道府県費

### ○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託訓練)

事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる簡易な訓練を実施

【運営費】委託費: 標準上限6万円/人月

※一部コースにおいて、訓練修了者の就職率に応じて委託費の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)

訓練実施機関(注:一部は職業紹介の許可を取得)とハローワークで連携して就職支援を実施。

## 求職者支援訓練

(1) 対象: ハローワークの求職者

**主に雇用保険を受給できない方**

(2) 訓練期間: 2～6か月

(3) 給付金: 職業訓練受講給付金

(月10万円+交通費(所定の額))の支給

※本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合

(4) 実施機関

### ○民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

【運営費】訓練実施機関に対する奨励金

<実践コース> 訓練修了者の就職率に応じて奨励金の額に差を設け、

就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)

<基礎コース> 受講者数に応じた定額制(6万円/人月)

実践コースの主な訓練コース

- ・ 介護系(介護福祉サービス科等)
- ・ 情報系(Webクリエイター養成科等)
- ・ 医療事務系(医療・調剤事務科等)等

平成27年度 公共職業訓練実績 (確定値)	合計		国(ポリテクセンター 等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	127,807	—	29,716	—	98,091	—
うち施設内	37,829	85.7%	28,838	87.2%	8,991	81.9%
うち委託	89,978	75.0%	878	83.6%	89,100	74.9%

平成27年度求職者支援訓練 実績(速報値) 受講者数合計: 40,587人  
(基礎コース)11,653人 就職率: 56.1%  
(実践コース)28,934人 就職率: 60.6%